

令和6年度監査計画

令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へ移行され、令和5年度は実地方式を基本とした監査を実施した。また、内部統制制度については、制度導入後4年が経過し、依然として軽微なミスは検出されるものの、各所属においてリスクを想定した具体的な取組により自己治癒した事例も見受けられるなど、一定の効果が確認されている。

このような状況を踏まえ、令和6年度も、実地方式による監査を基本とし、内部統制制度の定着状況等も考慮した上で、共通的・制度的な課題の検出や3E等の観点をより重視した課題提起に積極的に努めるとともに、自らも監査の質の向上に努めることにより、公正で合理的かつ効率的な行政運営の確保に資するため、以下の実施方針に基づき監査を実施する。

1 実施方針

実施方針は次の5点とする。また、定期監査においては、令和6年度の重点項目を設定する。

(1) 合規性・正確性の確保

監査基準の基本すなわち合規性、正確性、3E＝経済性・効率性・有効性(※)のうち、合規性・正確性については、監査基準第8条のリスクの概念を踏まえ、対象のリスクの内容と程度に応じた重点化を図り、効率的・効果的な監査を行う。

※経済性：より少ない費用で実施すること。

効率性：同じ費用でより大きな成果を得ること又は費用との対比で最大限の成果を得ること。

有効性：所期の目的を達成していること。また、効果を挙げていること。

(2) 共通的課題・3Eの観点を重視

監査の実施に当たっては、内部統制制度の取組との相乗効果を高めるため、統合財務システム等の効果的な活用により監査の事前調査を充実・強化し、潜在する共通的・制度的課題の早期把握・検出に努めるとともに、3Eの観点をより重視する。

また、ミスが発生する原因や背景を分析し、その結果、不便・非効率な仕組み等に対しては、改善に向けた要望を積極的に発出する。

(3) 内部統制制度を踏まえた監査

監査結果の判定に当たっては、内部統制制度が有効に機能しているか等の観点に加え、ミスの発生原因と実害の程度、是正状況等を総合的に勘案する。

また、内部統制制度の実効性を高めるため、監査における指摘事例等について内部統制推進部局へ情報提供を行う。

(4) 機動力と効率性の高い監査実務の執行

監査手法については、実地方式による監査を基本としつつ、機動的・効率的な実施とともに受監機関の更なる負担軽減にも配慮し、以下のとおり実施する。

- ① 実地方式による監査を基本とすることから、本庁及び地域機関、財政的援助団体等の実施時期を、年間を通じて平準化する。
- ② 機動的・効率的な監査を実施するため、実施地域ごとに所管部局を超えて集中的なスケジュール管理を行うとともに、近接する地域機関については同日に委員審査を行うなど、広域振興局と管内単独地域機関との調整を行う。

(5) 監査結果の実効性の確保

監査結果に対する処理状況の適切な点検により、再発防止や業務改善を確認する。

特に、重大な指摘事項については、監査委員会議において、対象機関に直接聴取し指導を行うなど、再発防止に向けた取組を徹底する。

また、ミスの発生原因の大半がケアレスミスであるため、内部統制制度の中での再発防止が図られるよう、ミスの発生原因や背景を分析し、注意喚起を図るとともに、より積極的に制度的な課題に対する改善要望や監査結果のわかりやすい情報発信等に取り組み、部局横断的・全庁的な是正を図る。

(令和6年度重点項目)

○各所属における内部統制の取組状況

なお、必要に応じ、年度途中で検出された新たな重要課題を追加する。

2 監査の種類等

(1) 定期監査

財務監査（地方自治法第 199 条第 1 項）と行政監査（同条第 2 項）を同時に、府の全 286 機関を対象に、別紙のとおり実施する。

なお、実施に当たっては、機動的・効率的な実地監査又は書面監査に努める。

また、令和 5 年度に完成した大規模工事から 10 箇所程度を選定した上で工事監査を実施し、その選定基準等は、別途、実施計画で定める。

(2) 財政的援助団体等監査

府が財政的援助（出資、公の施設管理、補助金等交付等）を行っている団体等から 20 団体程度を選定した上で監査を実施し、その選定基準等は、別途、実施計画で定める。

(3) 決算審査等

部局ごとの監査委員審査、基金運用状況及び健全化判断比率等の審査を行う。

なお、審査意見の提出に当たっては、知事との意見交換を行う。

(4) 例月出納検査

毎月例日に、会計管理者等の現金の出納事務について検査する。

(5) 内部統制評価報告書審査

地方自治法の規定により審査を実施し、その審査方法等は、別途、審査計画を定める。

なお、審査意見の提出に当たっては、知事との意見交換を行う。

(6) 住民監査請求及び府民簡易監査

住民監査請求については、地方自治法の規定により、適切に対応する。

府民簡易監査については、制度の趣旨を踏まえ、引き続き周知に努めるとともに、申立てに対しては速やかに対応する。

(7) その他

定期監査のほか、必要があると認められるときは、随時監査を実施する。

各監査等の対象、実施期間、報告・公表時期

監査の種類	対 象	実施期間	報告・公表
定期監査 (財務監査、行政監査) (工事監査)	府の全機関 10 箇所程度	令和 6 年 4 月 ～ 7 年 3 月	年 4 回 第 4 回の報告時に 年間総括
財政的援助団体等監査	20 団体程度	令和 6 年 6 月 ～ 7 年 3 月	上記と一括
決算審査 基金運用状況審査 健全化判断比率等審査	一般会計、特別会計、 公営企業会計、指定さ れた基金	令和 6 年 6 月 ～ 9 月	令和 6 年 9 月
例月出納検査	一般会計、特別会計、 公営企業会計	毎翌月末頃 (監査委員会議と 同日)	実施後、速やかに
内部統制評価報告書審査	知事部局 教育委員会	令和 6 年 6 月 ～ 9 月	令和 6 年 9 月
住民監査請求 府民簡易監査	各請求又は申立てに よる	随時	随時 府民簡易監査は年度 ごとにまとめて公表

3 監査スキルの向上

上記実施方針に基づき、3Eの観点等を重視した機動的・効率的な監査の実施及び内部統制制度を踏まえた監査の実施など、質の高い監査の実施に向けて、事務局職員の監査スキルの向上に取り組む。

特に、調査・分析、課題の抽出とその改善提案の検討・立案などの能力向上を図るため、事務局内で実施する事例・課題検討会の内容を充実・強化するとともに、外部講師による研修等により、府民目線に立った監査の実施に努める。

(別紙)

令和6年度 監査対象機関等

※実地監査：監査委員が意見交換等により行うもの（それ以外のは書面監査）

本 庁（実地監査）		
部 局 名	課（室）等 名	同時執行（本庁経理）
知事直轄組織 〈9〉	秘書課、広報課、国際課、職員総務課、人事課 総務事務センター、会計課 〈7〉	旅券事務所、職員福利厚生センター 〈2〉
危機管理部 〈4〉	危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課、消防保安課 〈4〉	
総務部 〈8〉	総務調整課、政策法務課、財政課、税務課、自治振興課 入札課、府有資産活用課 〈7〉	選挙管理委員会 〈1〉
総合政策環境部 〈12〉	総合政策室、地域政策室、政策環境総務課、万博・地域交流課 情報政策課、デジタル政策推進課、企画統計課、大学政策課 脱炭素社会推進課、循環型社会推進課、自然環境保全課 環境管理課 〈12〉	
文化生活部・文化 施設政策監 〈14〉	人権啓発推進室、文化政策室、文化生活総務課、文化芸術課 スポーツ振興課、文教課、安心・安全まちづくり推進課 男女共同参画課、府民総合案内・相談センター 消費生活安全センター、生活衛生課 文化施設政策監付 〈12〉	交通事故相談所 動物愛護センター 〈2〉
健康福祉部 〈12〉	こども・子育て総合支援室、健康福祉総務課、高齢者支援課 医療保険政策課、リハビリテーション支援センター 地域福祉推進課、障害者支援課、家庭・青少年支援課 健康対策課、医療課、薬務課 〈11〉	救急医療情報センター 〈1〉
商工労働観光部 〈14〉	労働政策室、観光室、産業労働総務課、中小企業総合支援課 産業振興課、染織・工芸課、産業立地課、経済交流課 文化学術研究都市推進課、雇用推進課、人材育成課 〔(港湾局) 港湾企画課、港湾施設課〕 〈13〉	労働委員会事務局 〈1〉
農林水産部 〈11〉	農政課、農村振興課、経営支援・担い手育成課 流通・ブランド戦略課、農産課、畜産課、水産課 林業振興課、森の保全推進課 〈9〉	京都乙訓農業改良普及セ ンター、内水面漁場管理 委員会 〈2〉
建設交通部 〈19〉	監理課、指導検査課、用地課、道路計画課、道路建設課 道路管理課、交通政策課、河川課、砂防課、都市計画課 建築指導課、住宅課、営繕課、公営企業経営課、水道政策課 下水道政策課、〔(港湾局) 港湾企画課、港湾施設課〕 〈18〉	収用委員会 〈1〉
議会事務局 〈1〉		
監査委員事務局 〈1〉		
人事委員会事務局 〈1〉		
教育庁 〈14〉	高校改革推進室、総務企画課、管理課、教職員企画課 教職員人事課、福利課、学校教育課、特別支援教育課 高校教育課、ICT教育推進課、保健体育課、社会教育課 文化財保護課 〈13〉	埋蔵文化財事務所 〈1〉
警察本部 〈1〉	本部 〈1〉	
計 〈119〉		〈108〉 〈11〉

(注) 1 〈 〉書きは、部局ごとの監査対象機関数

2 〔(港湾局) 港湾企画課、港湾施設課〕は、商工労働観光部及び建設交通部の共管で、各部にそれぞれ計上しているため、計からは重複分を除外

3 同時執行機関は、本庁において経理を行っている機関

地 域 機 関

区分	京都市内	山城地域	南丹地域	中丹地域	丹後地域
実地調査	消防学校 東京事務所 家庭支援総合センター 植物園 計量検定所 京都高等技術専門校 京都障害者高等技術専門校 京都土木事務所 洛西高校、東稜高校 北警察署 <59>	山城広域振興局 (10) 洛南病院 農林水産技術センター (茶業研究所) 農林水産技術センター (生物資源研究センター) 向日が丘支援学校 井手やまぶき支援学校 木津警察署 <16>	南丹広域振興局 (5) 湊陽学校 病虫害防除所 農林水産技術センター (農林センター・森林技術センター) 南丹家畜保健衛生所 林業大学校 大野ダム総合管理事務所 南丹教育局 南丹高校 亀岡警察署 <14>	中丹広域振興局 (8) 福知山高校・附属中学校 舞鶴支援学校 福知山警察署 <11>	丹後広域振興局 (5) 農林水産技術センター (丹後農業研究所) 清新高校 <7>
現地事務所調査	京都府林務事務所 山城高校 <6>	自転車競技事務所 府営水道事務所 流域下水道事務所 南陽高校・附属中学校 <4>			
書面調査	職員研究・研修支援センター 京都府東府税事務所 京都府西府税事務所 京都府南府税事務所 自動車税管理事務所 京都学・歴史館 体育館 保健勤労研究所 精神保健福祉総合センター 中小企業技術センター 陶工高等技術専門校 総合教育センター 図書館 清明高校、鴨沂高校 洛北高校・附属中学校 北稜高校、朱雀高校 洛東高校、鳥羽高校 嵯峨野高校、北嵯峨高校 北桑田高校、桂高校 桃山高校、洛水高校 京都すばる高校 盲学校、聾学校 川端警察署、上京警察署 東山警察署、中京警察署 下京警察署、下鴨警察署 伏見警察署、山科警察署 右京警察署、南警察署 西京警察署 <102>	宇治児童福祉所 山城家畜保健衛生所 乙訓教育局、山城教育局 山城郷土資料館 向陽高校、乙訓高校 西乙訓高校、東宇治高校 菟道高校 城南菱創高校 城陽高校、西城陽高校 京都八幡高校 久御山高校 田辺高校、木津高校 宇治支援学校 城陽支援学校 八幡支援学校 南山城支援学校 向日町警察署 宇治警察署、城陽警察署 八幡警察署、田辺警察署 <26>	亀岡高校 園部高校・附属中学校 農芸高校、須知高校 丹波支援学校 南丹警察署 <6>	福知山児童福祉所 福知山高等技術専門校 農業大学校 農林水産技術センター (畜産センター) 中丹家畜保健衛生所 公営企業管理事務所 中丹教育局 綾部高校、工業高校 大江高校、東舞鶴高校 西舞鶴高校 中丹支援学校 綾部警察署、舞鶴警察署 <15>	看護学校 織物・機械金属振興センター 農林水産技術センター (海洋センター) 丹後家畜保健衛生所 水産事務所 海区漁業調整委員会 丹後教育局 丹後郷土資料館 海洋高校 宮津天橋高校 峰山高校 丹後緑風高校 与謝の海支援学校 宮津警察署 京丹後警察署 <15>
計	<167>	<53>	<46>	<20>	<22>

(注) 広域振興局の()は保健所、土木事務所、土地改良事務所、農業改良普及センターを含む機関数

- ・土木事務所 : 乙訓、山城北、山城南、南丹、中丹東、中丹西、丹後
- ・保健所 : 乙訓、山城北、山城南、南丹、中丹東、中丹西、丹後
- ・土地改良事務所 : 山城、南丹、中丹、丹後
- ・農業改良普及センター : 山城北、山城南、南丹、中丹東、中丹西、丹後

(別紙)

令和6年度 工事監査実施箇所

区分	工事名	担当部局	施工場所
重要 構造物	山城総合運動公園クラブハウス新築工事（電気設備工事）及び球技場B夜間照明新設工事	文化施設政策監付	宇治市
	宇治木屋線（犬打峠）道路新設改良工事（犬打峠トンネル（仮称））他	建設交通部 （山城広域振興局）	宇治田原町 ～和束町
	国道423号（法貴バイパス）防災・安全交付金工事	建設交通部 （南丹広域振興局）	亀岡市
防 災	令和5年度府営農村地域防災減災事業田辺排水機場地区下部工建設工事	農林水産部 （山城広域振興局）	京田辺市
	小西川大規模特定河川工事	建設交通部 （丹後広域振興局）	京丹後市
	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事（呑龍ポンプ場調整池）	建設交通部	長岡京市
耐震化・ 長寿命化	令和4年度中浜漁港整備工事	農林水産部	京丹後市
	綾部大江宮津線（大雲橋）道路メンテナンス（橋修）（補正）工事	建設交通部 （中丹広域振興局）	福知山市
	府立桃山高等学校管理教室棟長寿命化（大規模）改修工事（建築工事）	教育委員会	京都市
	110番指令センター外壁屋上防水等改修工事	警察本部	京都市
	計 10 箇所		